

第1章 犯罪事実の記載について

1 犯罪と犯罪事実

刑法は、犯罪と刑罰に関する法である。

我々の社会には、人の生命、身体、財産などを侵し、共同生活の秩序を破壊する反社会的な行為が数多くみられる。しかし、そのすべてが犯罪として処罰されるわけではない。これら反社会的な行為のうち、国家が刑罰という強力な手段を用いてでも防止、鎮圧しなければならないと判断して、刑罰法規に犯罪とそれに対する刑罰の内容を定めたものだけが犯罪として処罰されるのである。したがって、人のどのような行為が犯罪になるのかという、その要件は、刑罰法規に定めるところであり、その要件（構成要件）に当てはまるものだけが犯罪とされる。例えば、窃盗罪として処罰するためには、刑法235条の「他人の財物を窃取した」という要件、器物損壊罪として処罰するためには、刑法261条の「他人の物を損壊し」という要件をまず第一に満たしていなければならないわけである。この構成要件に当てはまらない行為は、道義的にいかに非難される行為であっても犯罪にはならない。しかし、その要件を充足しただけでは、犯罪というにまだ十分ではない。他人の物を損壊した行為があっても、それが緊急避難行為、正当防衛行為として、あるいは、法令又は正当な業務による行為としてなされる場合には違法性を欠き（違法阻却事由の存在）、これが犯罪とはいえない場合もある。また、違法性を有する行為であっても、これが刑事未成年者、心神喪失者によって犯されたような場合には、有責性を欠き、犯罪としてその者の刑責を問うことができない。

結局、犯罪であるためには、刑罰法令に定めた構成要件を満たす、違法、有責な行為でなければならないということになる。そして、犯罪事実とは、犯罪として処罰の

対象とされるべき前述の要件を現実を満たした具体的（歴史的）な事実をいうのである。

2 犯罪事実の記載——その①

「犯罪事実」とは、犯罪成立の要件を満たした具体的事実をいう。ここで、

「被疑者が、令和〇年1月8日午後2時ころ、東京都中央区〇〇4丁目1番2号銀座デパート1階で、Aの背広ポケット内から同人所有の自動車運転免許証1通をすり取り逃走して店外に出たところ、たまたまパトロール中の警察官から挙動不審者として職務質問を受け、その結果、上記事件が発覚して逮捕された。」

という事件を例にしよう。

本例は、窃盗事件である。窃盗罪は、「人が他人の財物を窃取する」ことによって成立する。そこで、犯罪事実を記載するに当たっては、まず第一に、構成要件の誤りない解釈・発見の作業をしなければならない（この点については、第2編各章の解説を参照）。次いで、その構成要件に具体的事実を当てはめ、これを充足するように具体的に記載しなければならない。本例をこの構成要件に当てはめると、「人が→被疑者が」、「他人の→A所有の」、「財物を→自動車運転免許証1通を」、「窃取した→窃取した」となり、これを整理すると、

「被疑者は、A所有の自動車運転免許証1通を窃取したものである。」

となる。

ところで、犯罪は、構成要件に該当する違法、有責の行為であるから、上記のほか、違法性、有責性の存在についても記述するのが筋だということになる。しかし、構成要件は違法行為の類型であり、行為の違法性の認識根拠であるから、犯罪事実として構成要件に該当する具体的事実を記載すれば、違法性について特に触れる必要はないし、違法阻却事由の不存在について表示する必要もない。また、犯人について、構成要件該当の行為があれば、責任阻却事由が特に存しない限り、行為者に対し、その行為についての非難可能性が存するのであり、非難可能性の存在と不存在は一般に原則、例外の形をとるので、殊更に、行為者の責任を犯罪事実の上に明示する必

要もない。責任能力についても同様である。なお、故意犯にあつては、犯罪事実として構成要件該当の行為さえ記載すれば、故意の存在は当然その中に黙示的に示されているものであり、その点の明示を特に必要としない。しかし、外部に表われた犯人の行動を叙述しただけでは、その故意の内容が必ずしも明確とはいえない場合（身体侵害の行為を記載しただけでは、殺人か傷害致死か明らかでない。）には、故意の存在を特に明示する必要がある。また、未遂罪については、常に故意の存在を明示する必要がある。未遂罪にあつては、行為を違法づけるものは正に故意であつて、その記載を欠く場合には、行為がいかなる犯罪に該当するかを示すことが不可能となるからである。さらに、過失による行為は、原則として処罰されないが、法律に明文がある場合には処罰の対象となる。この場合、犯罪事実としては、注意義務の存在をまず明示した上、「……した過失により」とか「不注意にも……したため」、「漫然……したため」というように過失による行為の存在を具体的に明示しておかなければならない。

上述の事例は、単独犯人による既遂例であるが、事件には、未遂例、行為者複数例（共同正犯、教唆犯、従犯）も多い。未遂、共犯は、構成要件の修正形式であり、したがって、犯罪事実として、未遂や共犯に該当する事実を記載しなければならない。

以上をまとめて、記載すべき事項を抽象的にいえば、

- (イ) 刑罰各本条に規定されているすべての要件、すなわち
 - a 客観的構成要件
 - b 主観的構成要件
- (ロ) 刑罰各本条の修正形式としての
 - a 未遂
 - b 共同正犯
 - c 教唆犯及び従犯

などに該当する事実及び前述の故意、過失に関する事実についてである。

3 犯罪事実の記載——その②

具体的犯罪事実は、特定の日時、場所において、1回限り発生したところの歴史的事実である。したがって、前記の